

令和6年 第5回教育委員会会議録

令和6年5月15日（水）

甲州市教育委員会

第5回教育委員会 会議録

日 時 令和6年5月15日(水) (午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	加 藤 幸 夫
委 員	田 口 由 季	委 員	依 田 智 子
委 員	永 田 清 一		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	丸 田 美津恵
教育総務課L	窪 川 はづき	生涯学習課長	小 林 好 彦
生涯学習課L	土 屋 典 子	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	堀 井 ますみ	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	角 田 菜々花		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第12号 甲州市学校体育施設開放条例施行規則及び甲州市社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

日程第3 報告第5号 甲州市教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱制定について

日程第4 報告第6号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

[日程第1]

教育長

日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

[日程第2]

教育長

日程第2 議案第12号 甲州市学校体育施設開放条例施行規則及び甲州市社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局から提案説明を求めます。

生涯学習課長

議案第12号 甲州市学校体育施設開放条例施行規則及び甲州市社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。議案資料、4ページ以降の概要をお願いします。

今回改正を行うのは、甲州市学校体育施設開放条例施行規則と甲州市社会体育施設設置及び管理条例施行規則の2件の教育委員会規則となります。

まず、改正の趣旨ですが、先ほど教育長の方からちょっと触れられましたが、市のスポーツ少年団本部に登録しているスポーツ少年団が、グラウンドや体育館などの学校開放施設及び社会体育施設を利用する際の使用料について、その全額を免除するため、必要な改正を行うものであります。

改正の背景ですが、これまでスポーツ少年団が、グラウンドの照明施設や体育館等を練習に利用する場合、条例で定められた使用料の半額を免除してきましたが、その練習以外の場合も含めて全額免除とするよう求める声が保護者などから寄せられており、市としてそのあり方を検討してきました。また、先ほど教育長の報告の中にもあったとおり、つい先日ですけれども、市長に対し、スポーツ少年団本部からこのことについての陳情も行われたりしております。また、この件につきましては、新年度に入り市長ヒアリングで取り上げ、市としての方針を定めていただき、今回改正を行うこととしたものであります。

スポーツ少年団活動は単にその競技力の向上を図るだけでなく、活動を通じて子どもたちが友情を育み、社会性や協調性、責任感なども学ぶ機会ともなっています。また、使用料を免除することにより保護者や指導者の経済的負担の軽減が図られ、スポーツ少年団活動の活性化や子育て支援につながることを期待されることからスポーツ少年団によるグラウンド照明や体育館等の利用については、その利用料を全額免除とすることとしたものであります。具体的な規則の改正内容ですけれども、今回制定する規則は2条立てとしまして、第1条で学校体育施設に関する規則の改正、第2条で社会体育施設に関する規則の改正を行うもので、いずれの規則においても対象を市のスポーツ少年団本部に登録されているスポーツ少年団、単にスポーツ少年団というのではなく、きちんと市がその活動を認めている、市のスポーツ少年団本部が体育協会の傘下にございますので、そこに登録された団体については利用料の減免率を現行の100分の50から100分の100として全額免除とするものでありま

す。

この改正の施行期日につきましては、この改正に係る市の歳入予算の補正を行うため、6月市議会に補正予算案を提出し、可決後の本年7月1日から施行することとし、同日以降に利用した使用料から適用することといたします。

なお、今回のこの教育委員会規則の改正に合わせ、減免に係る市内の保育所等の規定の書きぶりを改めることとし、その改正も合わせて行うこととしております。こちらにつきましては、7月1日を待たずに公布の日から施行することといたしたいと思っております。

また、この2件の教育委員会規則とは別に、塩山総合グラウンドと塩山ふれあい館に関する市の規則になりますけれども、同時に同じ内容で改正を行うこととしております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 はい。ただ今、生涯学習課長から説明がございましたが、何か委員の皆様方からご質問等ございますか。

依田委員 市内のスポーツ少年団本部に登録されているスポーツ少年団ということですが、どのくらいの団体が登録されていますか。

生涯学習課長 はい、お答えをいたします。

現在の登録数ですが、少子化や、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が停滞したことにより少なくなったところもあるんですけれども、令和6年度は18団体。

野球、柔道、ミニバス、空手、バドミントン、サッカー、剣道、バレーボールとソフトボール。複数の団体がある競技もあり、全部で18団体が該当になります。

依田委員 活動しているスポーツ少年団の全体からみた割合、登録されていないスポーツ少年団というのものもあるのか。

生涯学習課長 基本的には、スポーツ少年団は市内で活動しているものはほぼ登録されている。ただし、それ以外のところだと民間のスポーツクラブですね。例えばサッカーですと有名なところでは、ヴァンフォーレ甲府のクラブチームとか、そういうところに参加されているお子さんもいますけれども、そういう団体は対象外になります。

教育長 よろしいですか。他にございませんか

「なし」の声

教育長 それでは、議案第12号 甲州市学校体育施設開放条例施行規則及び甲州市社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定につきましては、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。では、原案のとおり制定するものいたします。次に移ります。

[日程第3]

教育長 日程第3 報告第5号 甲州市教育委員会交際費の支出基準及び雇用に関する要綱制定について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、報告第5号 甲州市教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱制定について説明をさせていただきます。お手元の資料の3ページでございますが、概要に基づいて説明をさせていただきます。

市におきましては、市長部局、それから教育委員会と市議会の各団体の長が交際費ということで予算化され支出されているところでございます。

教育委員会につきましては、これまで市長の交際費の支出基準に基づきまして、予算執行してきたところではあるんですが、本年度に入ってからでしょうか。外部団体からも交際費の内訳等々について詳細な説明を求めるといようなこともございます。そのことを含めまして、改めて教育委員会の中の交際費の支出の状況につきまして、中身内容とそれから公表に関することに関しまして、改めて制定をさせていただくものでございます。

まず、第1条といたしまして、この要綱自体は、交際費、教育行政の円滑な執行を図るために支出の基準、それから公表に関して必要な事項を定めることということで趣旨、目的を定めております。第2条の中で、支出の相手方について、教育委員会の事業事務に直接関係がある者、本市の教育行政の進展に顕著な功績があった者、災害または事故等にあった者、その他教育委員会が特に必要と認めた者ということで定めております。支出の基準につきましては、弔慰、見舞金、会費、祝金、懇談会費、その他ということで、全部で6つの項目にそれぞれ分け、さらにその上限の金額ということで定めているところでございます。また、それぞれ上限を定めているところではありますが必要最小限のものとして、社会通年上の常識と節度を逸脱しないということを改めて第4条第1項の中で定めているところでございます。第5条で公表の方法につきましてホームページで行うこと。その内容については、支出月日、支出区分、支出金額、支出先及び内容等について公表を行うことを定めております。本日報告をさせていただいておりますが、本年の4月1日から施行し、4月以降に支出した交際費について、月ごとにホームページの情報の中で公表をしていくということで、今後も考えているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問のご意見等ありましたら、よろしくお願い致します。

永田委員 教育委員会交際費も税金を使うということですので、どれだけ透明性が高いかということがいつも問われることで、これは市だけではなくて、とりわけ、公的なお金の使途の場合にはその明確な理由が必要だということです。それを明確化し、第5条において日付も含めて内容等を皆さんに公表する、しっかりと見ていただく機会を設けると言うことが書かれているわけですから、これまで以上に、これが有効に使われることをさらに願いながら賛成です。よろしいですか。他にございませんか

「なし」の声

教育長 それでは、報告第5号 甲州市教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱制定については以上とし次に移ります。

[日程第4]

教育長 報告第6号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 報告第6号甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正することについてご説明いたします。同じように概要を基づいて説明をさせていただきます。資料の一番後ろ8ページをご覧くださいいただければと思います。

まず、この実用英語技能検定料でございますが昨年3月に発表いたしました第3次甲州市教育振興基本計画の一つの項目の中で、英語検定の促進事業ということで行ってきたところでございます。昨年度から始めまして、本年度に関しましては、更に充実を図るため、市内小

学校の児童についても検定料の助成を充実させるということで、新たにこの要綱の改正をさせていただきますものがございます。

資料1 ページの要綱に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。まず、改正点でございますが、これまで「中学校」とあったものを「小学校及び中学校」とし、「生徒」を「児童生徒」ということで改定をさせていただきました。第2条 補助金の対象者で、第1号の中に小学校第1学年から第6学年までが5級ということで、5級は中学校初級程度の試験内容でございます。その項目を第1号の中に新たに追加し、2号以下繰り下げさせていただいたという中身でございます。第3条、第4条の中で文言等について改定をさせていただき、また、中学校に関しましては引き続き学校長が、代理でこの申請を行うことができるということで、文言を改めて掲載をさせていただいたところでございます。この要綱につきましては、本年4月1日から施行するというところで考えているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問のご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

田口委員 昨年度から中学校を対象に導入し、今年度から小学生も含めていくと。昨年の補助事業開始により、その前、令和4年度からの受験者数の推移、どのくらい増えたとか把握しているか。

教育総務課長 この補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付された人数は把握できるのですが、それ以前のものにつきましては、学校毎に英語検定は実施していましたが、個人で受ける方もいましたので全体数は把握できていない。

この補助金ですが、令和5年度は50万円計上させていただきました。そのうち22万円程の支出がありましたのでそれなりの人数が受験いただいたのかと思っております。今年度、小学校に拡充するということで6万円。今年度はさらに上乗せで予算の方までいただいておりますので、その中で事業を推進していきたいなと思っております。

田口委員 楽しみにしています。

教育長 よろしいですか、そのほかにございませんか

依田委員 今は学校単位ではなくて個々に申し込めばいいのか。

教育総務課長 実用英語技能検定については、日本英語検定協会が設置する本会場と、協会が認めた団体が設置する準会場での受験となります。市立中学校では学校毎に準会場に申し込んで各校で受験をするということが可能になっています。中学校については去年の状況を見ますと、学校ごとに準会場に申し込まれて、学校毎に補助金の申請をするという形になっております。去年も何人か個人で申し込まれたような方もおいでたりとか、例えば塾ですとか、個々に申し込まれている方も、おいでになるかなとは思っております。

ただ、その本会場と学校準会場で受験する場合、金額が多少異なりまして、学校で受験する方が安くなります。この補助金は、準会場の検定料の補助金の2分の1という形をとっておりますので、本会場で受けられた場合は、多少ちょっと持ち出し分が多いかな、というところ です。

教育長 よろしいですか。他にございませんか

「なし」の声

教育長 報告第6号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示については以上とします。

教育長

本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

次回 第6回定例教育委員会は、6月19日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回 第6回定例教育委員会は、6月19日午前9時30分から開会予定といたします。

これをもちまして令和6年第5回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。